

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等について

国（復興庁）において、復興推進委員会の下に、有識者による「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」を設置し、これまでの復興施策の総括と今後の方向性について議論を進めているところですが、この度、ワーキンググループでの意見等を踏まえ、今後、国において復興の基本方針を見直すための主な課題等について取りまとめた文書が、令和6年12月27日に開催された、国の復興推進会議で決定されましたので、その概要をお知らせします。

1 原子力災害被災地域（本県関係分を抜粋）

項 目	記載内容
① ALPS処理水への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施しつつ、その執行状況や効果等を踏まえ、必要な対応を行っていく。 ➢ ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、政府全体として風評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組み、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していく。
② 環境再生	除去土壌等について、処分に向けた取組を進める。
③ 農林業の再建 （しいたけ原木生産）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。 ➢ 特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生に向けた取組などの木材産業の再生に向けた取組を推進する。

2 地震・津波被災地域

復興施策の総括ワーキンググループにおける中間報告（令和6年8月）とほぼ同様の内容であるが、水産業や復興の推進体制に係る記載が加わったもの。

項 目	記載内容
① ハード整備	<p>（閉伊川水門 等）</p> <p>実施中の災害復旧事業については、速やかに完了させた上で、復旧施策としての支援を終了する。</p>
② 心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援	<p>（岩手県こころのケアセンター運営、いわて被災者支援センター運営、スクールカウンセラーの配置 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別の事情を丁寧に把握しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討する。 ➤ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者への支援が完了するまで継続する。
③ 住まいとまちの復興	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家賃低廉化事業については最長令和22年度まで、特別家賃低減事業については最長令和12年度まで継続する。 ➤ 土地活用ハンズオン支援は、令和7年度までに精力的に取り組んだ上で終了し、令和8年度以降は助言等を行う。
④ 産業・生業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ グループ補助金については、復旧を行うことができなかった事業者に限り支援を継続する。 ➤ 津波立地補助金については、令和7年度末までに事業が終了できるよう支援し、その後は、各種施策の情報提供等を行う。 ➤ 復興特区税制の適用期限は、令和7年度末であり、積極的な周知を図る。 ➤ 水産業については、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁など我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。
⑤ 地方単独事業等 （人材確保・震災特交）	<p>ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応を検討する。</p>
⑥ 地方創生との連携強化	<p>被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。</p>

3 復興の推進体制等

項 目	記載内容
① 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と継承	令和8年度以降も風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要がある、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進める。
② 復旧・復興事業の財源等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台後半と見込まれる。この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分を超えるものと見込まれる。 ➢ 引き続き、事業規模と財源について精査し、令和7年夏頃を目途に、第2期復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。
③ 自治体支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。 ➢ 復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。
④ 組織	➢ 令和7年夏までに所要の検討を行う。